

沖縄県建築計画概要書等閲覧規程

昭和50年11月13日

告示第469号

改正 平成5年3月19日告示第283号
平成8年3月31日告示第407号
平成21年3月16日告示第181号

平成6年7月19日告示第659号
平成18年3月28日告示第275号
平成22年3月31日告示第227号

沖縄県建築計画概要書閲覧規程を次のように定める。

沖縄県建築計画概要書等閲覧規程

(趣旨)

第1条 この告示は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第3項の規定に基づき、建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書、全体計画概要書、指定道路図及び指定道路調書（以下「概要書等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第2条 概要書等の閲覧場所（以下「閲覧所」という。）は、概要書等に係る建築物の所在地を所管する土木事務所とする。

(閲覧時間等)

第3条 概要書等の閲覧時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

2 閲覧所の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 6月23日（慰靈の日）

3 知事は、概要書等の整理その他特別の理由により必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず概要書等の閲覧に供する時間を変更し、又は閲覧に供しない日を設けることができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧料)

第4条 概要書等の閲覧は無料とする。

(閲覧手続)

第5条 概要書等を閲覧しようとする者は、備付けの沖縄県建築計画概要書等閲覧者名簿（別記様式）に閲覧年月日、閲覧理由並びに閲覧者の住所及び氏名を記入し、係員に提示しなければならない。

(持出しの禁止)

第6条 概要書等は、閲覧所外へ持ち出してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この告示に違反し、又は係員の指示に従わない者
- (2) 概要書等を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月19日告示第283号）

この規程は、平成5年3月19日から施行する。

附 則（平成6年7月19日告示第659号）

この告示は、平成6年7月19日から施行する。

附 則（平成8年3月31日告示第407号）

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日告示第275号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月16日告示第181号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第227号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。